

障害のある人もない人も共に住みやすい町づくりを



来年はいよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるオリンピック・パラリンピックです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、障害の有無にかかわらず、世界中からあらゆる人々が日本に集うこととなります。共生社会の実現に向け、社会の中にある障壁（バリア）を減らし、必要性を考え、障壁のある人もない人も共に暮らしやすい町づくりを目指していきましょう。

少しの気遣いで取り除こう！ 社会的障壁（バリア）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28年4月から施行されています。この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人が日常生活を送る中で障壁となるものを取り除く「合理的配慮の提供」などを定めています。

▼合理的配慮の具体例▲

- ① 聴覚に障害をお持ちの方へ筆談やイラストで案内する。
- ② 視覚に障害をお持ちの方へ声による読み上げや点字を活用する。
- ③ 精神疾患をお持ちの方へ必要な情報を簡潔に分かりやすい言葉で説明する。

※合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況で異なります。特別なことではなく、一人一人の小さな気遣いが求められています。

知ろう！防ぼう！障害者虐待

障害者虐待は障害者に対する重大な権利侵害で、家庭・施設・職場などどこでも起こりうる問題です。しかし、虐待をしているとい

う認識がない場合や、虐待を受けている障害者自身も被害を認識できず、被害を訴えられない場合もあります。問題が深刻化する前にいち早く発見し、地域全体で障害のある人とその家族を支えていくことが大切です。

虐待を発見した方、また虐待を受けた障害者本人からの相談は、左記へご相談ください。通報や届出の内容から、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携しながら事実確認を行うとともに、障害者の保護・自立の支援等に向け、適切に対応していきます。相談者の秘密は厳守されます。

虐待相談ダイヤル

○月～金曜日

横芝光町障害者虐待防止センター
(福祉課内)

午前8時30分～午後5時15分

☎(84)1257 FAX(84)2713

○夜間、土・日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)

中核地域生活支援センター「さん

ネット」内

☎080(2597)3637

12月3日から9日は「障害者週間」です

この週間は、みなさんに広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

※各種障害者手帳の取得や障害福祉サービスの申請、その他障害福祉に関することは、福祉課へお気軽にご相談ください。

パラスポーツ教室を開催

～見て！知って！体験しよう！～

とき 12月14日(土)・1月18日(土)
2月8日(土)・3月21日(土)

ところ 町体育館

競技種目 ①ボッチャ
②フライングディスク

☎社会文化課生涯学習班 ☎84-1358

☎(84)1257
FAX(84)2713
☎福祉課障害福祉班